

働く女性・男性のための出産、育児に関する制度

●産前・産後の健康管理

・妊産婦(妊娠中、出産後1年を経過しない女性)は、事業主に申し出ることにより、次の保健指導または健康診査を受けるために必要な時間を確保することができます。

- 妊婦23週までは4週に1回
- 妊婦24週から妊婦35週までは2週に1回
- 妊婦36週以降出産までは1週に1回

ただし、医師や助産師の指示でこれを上回ることもあります。

・妊産婦が医師などの指導を受けた場合には、その指導事項を守ることができるよう、事業主は、勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な指導を講じなければなりません。これらの指導には、妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわりや切迫流産・早産の症状などに対応する措置が含まれます。

(「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用を。)

母性健康管理指導事項連絡カード

「母性健康管理指導事項連絡カード」は、妊娠中の女性が健康に安心して仕事を続け、出産できるよう、事業主に産婦人科医の指導を的確に伝えるために作成されたものです。カードには妊娠中に起こりやすい切迫流産、妊娠中毒症などの病名と標準の措置が書かれており、医師から該当する症状に対する指導事項を記入してもらい、事業主に提出します。このカードの記入してもらい、事業主に提出します。このカードの活用により、女性労働者側からは、「職場で申し出をしやすくなった」、また受け取った事業主側からは「負担の大きい作業からの配置転換などの措置がわかりやすい」という声が聞かれます。病院、診療所、または母子健康手帳に添付されていない場合は、厚生労働省のホームページからもダウンロードできます。

●産前・産後・育児期の労働

- ・妊産婦は、事業主に請求することにより、時間外労働、休日労働、深夜労働(午後10時から午前5時までの間の労働)が免除されます。
- ・妊産婦は、重量物を取り扱う業務など、一定の悪影響を与える業務への就業が制限されています。
- ・妊娠中は、事業主に請求することにより、他の軽易な業務に変わることができます。
- ・1歳未満の子を育てる女性は、事業主に請求することにより、1日2回、少なくとも各30分の育児時間をとることができます。

●産前・産後の休業

- ・産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)は、事業主に請求することにより、休業することができます。
- ・産後8週間は、事業主は、その者を就業させることができません。ただし、産後6週経過後に医師が支障がないと認めた業務については、本人の請求により就業させることができます。

※お問い合わせは厚生労働省 奈良労働局雇用均等室へ(出産手当金については社会保険事務所へ)

